

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、外部委員3名、監事1名、事務局員1名の合計5名で構成する。

2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 本会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となつたことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、本会役員等報酬及び費用弁償規程に基づき支給する。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員会の成立)

第8条 委員会の会議は、外部委員の2名以上の出席を含む総委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員長及び議長の選任)

第9条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第10条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、本会役員及び評議員選任規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第11条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第12条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成し、10年間保存する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した委員の氏名

(4) 委員会の議長の氏名

3 委員長は、議事録に記名押印する。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行うものとする。